

令和元年6月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和元年6月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和元年6月25日(火)午後1時30分から午後1時50分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会長：1番：花野 隆雄
委員：3番：忠 貞夫
委員：5番：森田 謙
委員：7番：南波 雅子
委員：9番：馬場 勝
委員：11番：川上 勝之
委員：13番：今井 輝子

会長代理：2番：水澤 正明
委員：4番：榎本 太
委員：6番：田村 信秀
委員：8番：緒形 文一
委員：10番：西奈美 公平
委員：14番：阿部 実

農地利用最適化推進委員(7人)

委員：中 条：志村 政美
委員：乙：小泉 正
委員：築 地：白塚 幸二
委員：黒 川：今井 明

委員：中 条：佐藤 隆
委員：築 地：小熊 威
委員：黒 川：小野 金一

4 欠席委員(2人)

委員：12番：松村 智

推進委員：乙：安城 守英

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和元年6月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、9番馬場勝委員、10番西奈美公平委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、5月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>5月27日、平成31年度全国農業委員会会長大会及び新潟県選出国會議員との農政懇談会が東京都の文京シビックホール及び都市センターホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>5月28日、全国農業委員会会長大会実行委員会が東京都の弘済会館で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>6月13日、にいがた女性農業委員の会第2回役員会が県信連会議室で開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>6月14日、新潟県農業会議第39回常設審議委員会がJAビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>6月18日、6月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご覧いただき審査していただきました。</p> <p>6月20日、新潟県農業会議第136回通常総会が東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案につきましては、経営の拡大による売買が1件、贈与が1件の計2件であります。</p> <p>1番の案件は、経営拡大の意欲がある譲受人に、譲渡人の所有する中村浜及び村松浜地内の畑について、行政書士立会いのもと、譲渡人の要望により売り渡しするもので、売買価格は総額〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、譲受人の要望により赤川地内の畑について、知人であり過去に畑の売買の経緯もある譲受人に贈与するものです。</p> <p>第1号議案については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、11 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11 番	<p>それでは、ご報告いたします。 去る 6 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 3 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。 第 1 号議案につきましては、経営の拡大による売買が 1 件、贈与が 1 件の計 2 件であります。 詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
5 番	<p>備考欄に総額〇〇円とあるが、これで間違いはないでしょうか。</p>
事務局	<p>総額について他の売買と比べて安いのですが、これが基盤強化法であればあつせん審査の段階で適正な金額となるよう相談できるのですが、今回は農地法 3 条による売買で、お互い納得する金額での売買となったためご理解いただきたい。</p>
議長	<p>そのほか、質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 第 1 号議案については、許可することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。 第 2 号議案は、通路敷地のための転用が 1 件であります。 1 番の案件は、本郷町地内の畑において通路として転用するもので、隣接する墓地の通路を確保する目的で転用するものであります。 第 2 号議案は、転用面積・目的等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 3 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>それでは、ご報告いたします。 第2号議案は、通路敷地のための転用が1件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第2号議案については、許可することに決定いたしました。 次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。 議案書2ページをお願いします。 第3号議案は、墓地用地のための転用が1件、豚舎建築のための転用が1件、山砂採取に伴う一時転用が1件の計3件であります。</p> <p>1番の案件は、黒川地内の畑において、地縁団体が墓地用地として整備することを目的とする転用で、今案件の隣接地も墓地であり、所要面積は192㎡、土地売買価格は総額〇〇万円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、笹口浜地内の畑において、以前より養豚経営を営む譲受人が、新たに豚舎を2年計画で建設する目的で、平成31年2月13日に農業振興地域の用途変更を行った畑を転用するもので、所要面積は38,569㎡、建築面積は15,714.63㎡あります。</p> <p>3番の案件は、築地地内の農用地区域内の畑において、山砂採取に伴い一時転用を行うもので、隣接する山砂採取事業の完了後、今案件に着手するもので、所要面積は6,882㎡、採取期間は許可の日から1年間あります。</p>

	<p>第3号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、墓地用地のための転用が1件、豚舎建築のための転用が1件、山砂採取に伴う一時転用が1件の計3件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、2番と3番の案件について現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
4番	<p>2点ほどお聞きします。2番の案件について、大きく新しい豚舎が建築という形になっていますが、今までの豚舎は今後も利用するのか。それともう1点、生き物ですので環境への影響が非常にある案件ですが、近隣住民への同意とか必要ないのかお聞きします。</p>
事務局	<p>現在この業者におきましては、新築で豚舎を計画している道路の反対側に既存の豚舎があり、移転後にその施設については解体する予定です。</p> <p>環境面について心配されるところがございますが、業者によって2月、3月に笹口浜、中村浜の両地区において集落説明会を開催し、区長より同意を得ております。</p> <p>新年度に入り、築地地区の環境衛生協議会の総会でこの計画を説明しております。</p> <p>クラスター計画という計画のもとで実施しますが、生産性の向上と併せて、当市のクラスター計画の重点テーマである環境問題にも取り組みます。今より環境を改善し軽減する事業を進めていくところでございます。</p>
議長	<p>そのほか、質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の1番については、県農業会議に諮問せずに許可し、2番と3番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p>

よって、第3号議案の1番については、県農業会議に諮問せずに許可し、2番と3番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和元年6月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和元年 6月25日

議 長

9 番

10 番
